<全体構成>

第1章「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学 びの姿の実現

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

- 1. 基本的考え方
- 2. 教員研修計画への位置付け
- 3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等
- (1)対象となる教師の範囲
- (2)研修履歴の記録の目的
- (3) 研修履歴の記録の範囲 後掲[1]参照
- (4) 研修履歴の記録の内容 後掲(2)参照

- (5) 研修履歴の記録の方法 ※後掲[3]参照
- (6) 研修履歴の記録の時期 ※後掲(4)参照
- (7) 研修履歴の記録の閲覧・提供
- (8) 対話に基づく受講奨励の方法・時期 ※後掲[5]参照
- ①学校管理職以外の教師への対話に基づく受講奨励
- ②校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励
- (9) 学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による受講奨励

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

- 1. 基本的考え方
- 2. **期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場 合** ※後掲[6]参照
- 3. 「指導に課題のある」教員に対する研修等 ※後掲[7]参照

【1】 研修履歴の記録の範囲

①必須記録研修等

- i) 研修実施者(都道府県・指定都市教育委員会等) が実施する研修
- ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- iii)任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

②その他任命権者が必要と認めるもの

(内容の適切性も含め、任命権者の責任において判断)

②に含まれ得る研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する 研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教師が自主的に参加する研修等

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインのポイント②

【2】 研修履歴の記録の内容

- ・研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所、研修属性(悉皆/希望など)、研修形態(対面集合型/オンデマンド型/同時双方向オンライン型/通信教育型など)、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容などの中から、研修の態様や性質に応じて、必須記録事項と記録が望ましい事項などを定める。
- ・記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要。

【3】 研修履歴の記録の方法

- 情報システムや電子ファイルなど。
- ※国が全国的な研修履歴記録システムを構築するため、調査研究を実施(令和5年度中のできるだけ早期に稼働)

【4】 研修履歴の記録の時期

研修の性質等に応じて、次のような時期・方法で記録。

- ・情報システムを通じて、受講終了の都度、自動的に記録
- ・期末面談前にまとめて教師個人が記録
- ・期末面談前に校内研修等の実績を校長等が記録 等

【5】 対話に基づく受講奨励の方法・時期

- ・校長等が、期首面談・期末面談等の場を活用して実施。
- 教科の専門性等に係る資質向上については、学校内外の 同じ教科の教師や指導主事による指導助言を活用するなど の連携協力体制を整えることが有効。

【6】研修受講に課題のある教師への対応(期待される水準 の研修を受けているとは到底認められない場合)

期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合として、次のような<u>やむを得ない場合は、職務命令を通じて研修</u>受講。(万が一、これに従わないような場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得る)

- ・ <u>合理的な理由なく法定研修</u>や、教員研修計画に定められた 対象者悉皆の年次研修等に参加しない場合
- ・勤務上の支障がないにもかかわらず、<u>必要な校内研修に参加</u> しない場合
- ・I C Tや特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など特定分野の資質の向上を図る強い必要性が認められるにもかかわらず、学校管理職等から教師に対し特定の研修受講等を再三促してもなお、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しないなど資質向上に努めようとする姿勢が見受けられない場合など

【7】「指導に課題のある」教員に対する研修等*

- ・ 研修履歴を記録する仕組みと対話に基づく受講奨励のプロセスを通じて、指導に課題のある教師(「指導が不適切である」との認定には至らないものの、教科等の指導に一定の課題がみられる教員)に対し、早期・効果的な対処が可能。
- ・ 指標を踏まえて、更に伸ばすべき分野・領域や、改善すべき 分野・領域について、<u>自己評価及び学校管理職等による評価</u> を行い、これを踏まえた「研修計画書」を作成し、研修受講。
- ・ 教育委員会も積極的に関与。研修によってもなお指導の改善が見られず、より集中的な研修を必要とする場合には、「指導が不適切である」教員の認定プロセスに入る可能性。
- * 今般の研修充実等を踏まえ、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」 (H20.2) を改正

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン(抜粋)

終わりに

- 本ガイドラインは、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関し、教育委員会等における適正な運用に資するよう定めるものであるが、この前提となる「新たな教師の学びの姿」として求められているのは、審議まとめでも指摘されているように、一人一人の教師が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことである。その鍵である、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現は、児童生徒等の学びのロールモデルとなることにもつながる。
- その意味で、この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義は、研修の管理を強化するものではなく、教師と学校管理職とが、 研修履歴を活用して対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役 割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことにある。このため、研修履歴を記録・管理すること自体を目的化しない意識 を十分に持ち、指標や教員研修計画とも相俟って、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための 「手段」として研修履歴を活用することが重要である。同じく記録自体を目的化しない観点から、研修レポートなど教師個人から報告を求 めるものは、真に必要なものに厳選し、簡素化を図るとともに、研修履歴の記録の方法についても、できる限り教師個人に負担のかか らないような効率的な記録方法とすることも重要である。
- 本ガイドラインは教育委員会等における適正な運用の参考となるよう定めるものであり、特に研修履歴の記録に関し、本ガイドラインで「考えられる」と表記した各種内容については、指標や教員研修計画との関係性も考慮しつつ、法令で定める範囲内において、地域や学校の実情に応じて、いかにその効果を最大化させるかという点を常に意識する必要がある。
- この仕組みを実効あるものとすべく、特に教科指導に係る指導助言などを含む効果的な対話に基づく受講奨励のためには、第1章2. の研修推進体制の整備と同時に、指導主事や主幹教諭の配置充実も含め、国と地方が一丸となって、指導体制の充実を図るとともに、学校における働き方改革を強力に進めていく必要があることについても、十分留意しなければならない。
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向け、多様な内容・スタイルの学びが重要視されていく中で、この研修履歴を活用 した対話に基づく受講奨励の仕組みを、教師が自らの強みや得意分野の再認識と自信につながり、学び続け、成長する教師の「次な る学びのエンジン」としていくことが期待される。